

規格文書名：SGEC 規準文書 5-2 SGEC-COC 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項

内容

本文

- ・付属書 1 認証機関の SGEC 公示
- ・付属書 2 SGEC 公示に関して PEFC 評議会が容認する認定
- ・付属書 3 マルチサイト COC 認証
- ・付属書 4 審査報告書の最低限の内容

添付省略

SGEC ガイド文書 5「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅲ. 3. 4. 4. d」の「SGEC の対象製品」について(ガイド) (省略)は、実務的には「SGEC ガイド文書 7 付属書 2 表 B 製品カテゴリー表の改正版 (和英併記) (2022 年 2 月 1 日から適用)」に移行した。

規格文書名： SGEC 規準文書 5-2 SGEC-COC 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項

制定者： 一般社団法人 緑の循環認証会議 理事会

制定年月日： 2021 年 3 月 30 日

改正年月日： 2022 年 3 月 29 日

施行年月日： 2021 年 6 月 1 日

移行期限： 2022 年 8 月 14 日

レビュー期限： 2026 年 3 月 29 日以前

SGEC 規格の公式言語：日本語

SGEC 規準文書の公表に関する規定（SGEC 規準文書 1 の 7.2 規格の公表と入手可能性）
に基づく表示

1 緑の循環認証会議への連絡先等

組織：一般社団法人 緑の循環認証会議（略称：SGEC/PEFC-J）
住所：〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F
電話・FAX：Tel +81-東京 3-6273-3358 Fax +81-3-6273-3368
E-Mail：info@sgec-pefcj.jp URL：<https://www.sgec-pefcj.jp>

2 文書名、公式言語、理事会承認及び発行、施行、移行、レビュー開始年月日

文書名などは表紙に記載した。「次回レビュー開始時期」と「公用語は日本語」に関し補足説明した。

2-1 次回レビュー開始期限；

—初版では一括記載；

規準文書 1 2021 初版 SGEC 認証制度の管理運営>8. 規格の定期的レビュー→ 8.1. 総論 「規格は、5年を超えない間隔をもってレビューされなければならない。」

—第 2 版では個別文書ごとにも記載；

各個別文書の附則に追加：「次回レビュー開始は 2026 年 2 月 29 日以前とする。」

（注記：PEFC 規格への 2 条件の 1 つへの対応：第 2 版各文書末尾の附則に記載）

2-2 「SGEC 規格の公式言語：日本語」について。

SGEC 規格（規準、ガイド）の公式言語は、日本語。

（注：文書 2（持続可能な森林経営-要求事項）には「公式言語は日本語」と記述。）

なお、SGEC 規格は PEFC 規格に準拠しており、PEFC 規格への適合性が PEFC により確認されている。

SGEC は、PEFC（The Programme for the Endorsement of Forest Certification (PEFC)

）に加盟し、PEFC 国際部との契約に基づき日本国内の PEFC 業務の一部に実施委任を受けている。

PEFC 規格の公式言語は英語で、SGEC の PEFC 規格の和訳版は仮訳です。PEFC 規格に関連する SGEC 規格及び PEFC 規格の仮訳の解釈に疑義がある場合は、PEFC 規格（英文）を参照しなければならない。

3 文書の公開

文書は、SGEC の web-site:<https://www.sgec-pefcj.jp> から自由に閲覧でき、内容を変更せずに複製、印刷、配布することができる。

ただし、登録商標（SGEC 及び PEFC の登録したロゴ及びイニシャル）については、「SGEC 規準文書 6 商標使用規則 -要求事項」による必要がある。

0012 ST5-2 CB 要求 COC 認証

SGEC 規準文書 5-2 SGEC-COC 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項

SGEC 基準文書 5-2

理事会 2021

2021. 3. 30

SGEC-COC 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項

目次

前書き

序文

1 適用範囲

2 引用規格

3 用語と定義

4 全般的な要求事項

4.1 法律及び契約との関連事項

4.2 公平性の管理

4.3 債務と資金調達

4.4 非差別の条件

4.5 機密性

4.6 公開情報

5 構造に関する要求事項

6 資源に関する要求事項

6.1 認証機関の要員

6.1.1 総論

6.1.2 認証プロセスに携わる人員の力量の管理

6.1.3 要員との契約

6.2 評価のための資源

7 プロセスに関する要求事項

7.1 総論

7.2 申請

7.3 申請のレビュー

- 7.4 審査
 - 7.5 レビュー
 - 7.6 認証の決定
 - 7.7 認証書類
 - 7.8 認証製品の名簿
 - 7.9 定期(サーベイランス)審査
 - 7.10 認証に影響を与える変更
 - 7.11 認証の終了、縮小、一時停止、または取り下げ
 - 7.12 記録
 - 7.13 苦情
- 8 マネジメントシステムに関する要求事項
- 8.1 認証機関の内部監査

- ・付属書 1 認証機関の SGEC 公示
- ・付属書 2 SGEC 公示に関して PEFC 評議会が容認する認定
- ・付属書 3 マルチサイト COC 認証
- ・付属書 4(審査報告書の最低限の内容)
- ・SGEC ガイド文書 5「SGEC・認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する要求事項」の「Ⅲ.3.4.4.d」の「SGEC の対象製品」について(ガイド) (省略)

はじめに

本規格は、PEFC評議会(Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)によって、その定めるPEFC ST 2003:2020「PEFC国際COC規格に基づき認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」に基づく適合性評価を受け、承認されている。

本規格は、SGEC-COC 認証を行う場合には「SGEC 規準文書 4 森林及び森林外樹木製品のSGEC-COC-要求事項」に基づいて認証を行う認証機関の要求事項について規定する。

なお、本規格は、「SGEC-COC 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」を規定しており、本規格で規定する認証機関は、当然、PEFC-COC 認証を行う場合の要件である PEFC ST 2003:2020「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関—要求事項」を満たさなければならない。

SGEC-COC 認証は、国際認定フォーラム(International Accreditation Forum :IAF)の製品認証のための 国際相互承認協定(MLA)に調印し、IAF に加盟している認定機関(IAF 加盟メンバー)による認定を受けた認証機関によって実行されなければならない。

認定機関による認証機関の認定は、認定を受けた認証機関の業務遂行に係る力量を確実なものにし、その業務や顧客のリスクの削減を実現する。

IAF に加盟する認定機関は、最高の水準で認証機関の認定業務を実行し、その認定する認証機関に対し、関連する国際規格及びそれらの国際規格の適切な利用を推進するために IAF ガイドラインの遵守を求めなければならない。

このような IAF に加盟する認定機関による認証機関の認定は、その各々の国の認定機関が行う認証機関の認定プログラムの中で同等性が確保されるよう、定期的ピア評価(regular peer evaluation: 定期的相互評価)に基づいて実施される。

このことによって、世界の特定の地域(国)において、当該認定を受けた認証機関によって適合性評価がなされた認証書を保有する組織(認証企業)は、世界のどの地域(国)においても認められる認証書を保有することとなる。

序論

SGEC-COC 認証を行う機関は、ISO/IEC 17065、SGEC 認証制度の関連規格、並びに本規格に定める ISO 19011 の関連規定で定める要求事項を遵守することを求める。なお、PEFC-COC 認証を行う機関は、PEFC 国際認証制度で定める要求事項に基づき実施しなければならない。

ISO/IEC 17065 は、製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する適合性評価のための要求事項(基準)を定めた国際規格である。

COCとは、調達された原材料の由来に関して入力された情報が、当該販売/譲渡された製品の由来に関する情報として出力される、即ち、製品の生産・加工・流通過程でその由来に関する情報を移達する一連の相互作用(相互関連行為)であり、COC認証とは、製品の生産・加工・流通過程のプロセスの認証、即ち、製品が森林から生産されて消費者に届けられるまでの間のプロセスの認証である。

SGEC-COC認証の要求事項は、SGEC規準文書4「森林及び森林外樹木製品のSGEC-COC-要求事項」及びSGEC規準文書6[SGEC商標使用規則]に定める。

なお、PEFC-COC認証の要求事項は、PEFC ST 2002「森林および森林外樹木製品のCOC-要求事項」及び(PEFC ST 2001「PEFC商標の使用規則」)に定めている。

本規格において、「しなければならない(shall)」と規定している規格は、ISO/IEC 17065 及び SGEC/PEFC-COC 認証で定める要求事項に基づいて規定しており、COC 認証を実行する上で遵守することが必須である。

また、「すべきである(should)」と規定している規格は、その遵守が必須ではないとしても、COC 認証の要求事項を満たすことが認められる手段として、IAF 及び SGEC/PEFC ジャパンが求める基準である。

本規格には、ISO/IEC17065、および、ISO19011 の本文を含まない。これらは、ISO から入手可能である。

1. 適用範囲

本規格は、SGEC 規準文書1「SGEC 認証制度の管理運営規則(以下「SGEC 管理運営文書」という)の「5」で規定する認証機関のうち SGEC-COC 認証を行う機関に関する要求事項を定める。

本規格は、「SGEC 規準文書4に基づき SGEC-COC 認証業務を行う認証機関が、遵守すべき ISO/IEC17065 及びその他の国際規格に追加して遵守すべき SGEC 認証制度独自の要求事項を定める。

なお、本規格は、「SGEC-COC 認証規格に基づく認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」を規定しており、認証機関の認定要件である認定範囲には SGEC-COC 規格に PEFC-COC 規格を加え、その適用範囲は、PEFC-COC 認証を行う場合の要求事項である PEFC ST 2002:2020 PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関—要求事項」を含むものとする。

2. 引用規格

日付のある参考文書については、言及されたバージョンのみが適用される。日付のないものについては、その参考文書の最新版が適用される。(修正分を含む)

- SGEC 規準文書 4:2021「SGEC 森林及び森林外樹木製品 COC-要求事項」
- PEFC ST 2002:2020「森林及び森林外樹木製品-要求事項」

SGEC 規準文書 5-1: 2021「SGEC 森林管理認証規格に基づく認証業務を行う認証機関に関する

る要求事項」

- PEFC 国際規格:PEFC ST 2003:2020「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を行う認証機関に対する要求事項」
- SGEC 規準文書 6: 2021「SGEC 商標使用規則-要求事項」
- PEFC 国際規格:PEFC ST 2001:2020「PEFC 商標使用規則-要求事項」
- SGEC 規準文書 5-3「 SGEC/PEFC 認証・認定の手順」
- PEFC 国際規格:Annex6 認証認定・手順

IAF MD 2 認定されたマネジメントシステム認証の移転のためのIAF基準文書

IAF MD 4 認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った審査技法
 (“CAAT”)についての基準

ISO/IEC 17000 適合性評価 - 用語及び一般原則

ISO/IEC 17065 適合性評価 - 製品、プロセスおよびサービス認証を実行する認証機関のための
 要求事項

ISO 19011 マネジメントシステムの審査のための指針

ISO/IEC ガイド 2:2004 標準化及び関連活動—一般用語

3. 用語と定義

本規格の目的のために、ISO/IEC 17000、ISO/IEC 17065、ISO/IEC 19011、ISO ガイド 2、PEFC
 ST 2002 にある関連定義が下記の定義と併用される。

3.1 審査

審査基準(規格)への適合性評価を目的として、客観的な証拠に基づき評価するための体系的で、
 かつ、独立し、文書化されたプロセス。

注意書 本文書における「審査」の用語は、ISO/IEC 17065 で使用される「評価」と同義である。

3.2 認証の決定者

審査のプロセスに関与していない個人、又は委員会等で、認証を決定する者として認証機関か
 ら指名を受けた個人又は委員会等。

3.3 COC 規格

SGEC 文書4「森林及び森林外樹木製品の SGEC-COC-要求事項」及び PEFC ST 2002「森林
 および森林外樹木製品の COC—要求事項」で定める規格

3.4 顧客組織

COC の認証を受けているか、若しくはその申請を行っている組織。マルチサイト組織を含む。

注意書:本規格で使用する「顧客組織」とは、ISO/IEC 17065 において使用されている「供給者」と同義である。

3.5 重大不適合

COC 規格の要求事項の一つ又はそれ以上の事項の実行や維持の欠如又は不履行があり、当該顧客組織の COC の機能及び効果に対するシステム上のリスクを招く恐れがあるもの、及び/又は、当該顧客組織(供給者)による認証原材料への主張に対する信頼性に影響を及ぼすもの。

注意書 重大な不適合とは、単独の重大な不適合、又は、個々については軽微不適合であっても、その関連する複数の不適合が全体として重大な不適合を形成すると判断されるもの。

3.6 軽微不適合

COC 規格の要求事項に関する単一の不履行で、当該顧客組織の COC の機能及び効果に対するシステム上のリスクを招くことがないもの、及び/又は、当該顧客組織(供給者)による認証原材料への主張に対する信頼性に影響を及ぼすことがないもの。

3.7 観察事項

COC 認証において、不適合ではないが、審査チームによって改善の余地が確認された評価の所見。

3.8 テクニカルエキスパート

審査チームに対して特定の知識又は専門的な所見を提供する者。

4. 全般的な要求事項

顧客組織の COC 認証の評価に用いられる基準は、COC 規格と関連する遵守すべき必須事項を定めた本規格とその付属書及び SGEC/PEFC 商標使用規則規格の最新版において規定される。

注意書 COC 規格及び商標規格の最新版、その修正版、及び関連する移行期間は SGEC/PEFC ジャパン及び PEFC の公式ウェブサイトから入手可能である。

4.1 法律及び契約との関連事項

ISO/IEC 17065:2012 の 4.1 項にあるすべての要求事項が適用される。

4.1.1 認証機関が認証書類上、又は SGEC 認証制度に関連するその他の目的に、SGEC 商標を使用する場合は、SGEC/PEFC ジャパンが発行する有効なライセンスに基づき、かつ SGEC 商標を使用する場合には SGEC 商標使用規則に従わなければならない。なお、SGEC/PEFC ジャパンは、PEFC 評議会から「PEFC 認証制度の管理契約書」の基づき、日本に所在する認証 COC 等に対する PEFC のライセンスの発行について委任を受けている。

4.1.2 認証機関が、顧客組織に対する認証書類上に SGEC 商標を使用する場合、当該認証書類に使用された商標は、当該顧客組織が COC 規格を遵守している旨を示すものであって、その顧客組織に対して SGEC 商標の使用の権利を与えるものではないことを明確に示さなければならない。

なお、顧客組織が商標の使用の権利を取得するためには、SGEC 商標使用規則に基づき、別に商標使用許可を取得しなければならない。

注意書: 有効な SGEC 認証証書を有する組織は、SGEC/PEFC ジャパンが締結する SGEC 商標使用契約に基づき、顧客組織独自の商標番号(ライセンス番号)を取得し、これを付した上で、SGEC 商標使用規則を遵守しつつ「製品上」又は「製品外」使用を行うことができる。

4.2 公平性の管理

ISO/IEC 17065:2012 の 4.2 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

4.3 債務と資金調達

ISO/IEC 17065:2012 の 4.3 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

4.4 非差別の条件

ISO/IEC 17065:2012 の 4.4 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

4.5 機密性

ISO/IEC 17065:2012(E)の 4.5 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

認証機関は、顧客組織が SGEC/PEFC ジャパンからの要求があれば審査報告書のコピーを含む情報を提供する責務を負うことを顧客組織に通知しなければならない。

ISO/IEC 17065 の機密性に関する要求事項を遵守するために、認証機関は顧客組織に SGEC/PEFC ジャパンに対して情報提供をする旨の同意を書面にて要求しなければならない。

4.6 公開情報

ISO/IEC 17065:2012 の 4.6 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

5. 構造に関する要求事項

ISO/IEC17065:2012 の 5 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

6. 資源に関する要求事項

6.1 認証機関の要員

6.1.1 総論

ISO/IEC17065:2012 の 6.1.1 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

6.1.1.1 認証行為に携わる要員

6.1.1.1.1 認証機関は、契約書のレビュー、審査、認証の授与、審査員の監督などの主要な行為を実行するすべての要員が、それらの行為に関連する適切な知識及び力量を有していることを確実にしなければならない。

6.1.1.1.2 男女平等が促進されなければならない。

6.1.1.2 審査員

認証機関は、審査員が ISO 19011:2018 の 7.1、7.2.1、7.2.2、7.2.3.1、7.2.3.2 および 7.2.3.4 の各項に則した人格、知識及び技量を有していることを確実にするためのプロセスを文書化しなければならない。

6.1.1.2.1 教育

6.1.1.2.1.1 認証機関は、当該審査員が下記のいずれかの資格を有する者であることを確実にしなければならない。

- a) 農学に関する博士号取得者
- b) 技術士(森林部門)
- c) 森林総合監理士(フォレスター)

- d) 林業技士(森林総合監理部門)
- e) 林業普及指導員経験者
- f) 林業改良普及員(AG)経験者
- g) 林業専門技術員(AP)経験者
- h) 森林生産物の検査経験を有する JAS 検査員
- i) 林産物関連業務・関連審査・関連研究経験者

以上のほか、認証機関は、COC 審査を行う審査員が少なくとも、実行する COC 審査に関連する分野の林産品あるいは関連産業に関連性があるコース(教育課程)を含むか、又はそれが補足されるコース(教育課程)を有する中等教育以上で履修した知識と同等の知識を有していることを確実にしなければならない。

注意書： 中等教育とは、国の教育制度において初等レベルの次の教育であり、大学、又はそれに類する教育機関への入学前に終了しているものを言う。

6.1.1.2.1.2 森林及び森林外樹木産品関連産業に関する就業経験が、本規格が求める当該分野に関する特定の教育と同等であることを認証機関が示す事が可能である場合には、本規格が求める教育を当該就業経験によって代替することができる。

注意書： 森林及び森林外樹木産品関連産業には、森林及び森林外樹木産品の製造、運送及び貯蔵、流通、又はリサイクルなどの行為が含まれる。

6.1.1.2.2 SGEC-COC のトレーニング

認証機関は、新規の審査員が SGEC 認証制度及び SGEC-COC 認証規格に関する初期トレーニングを受けていることを確実にしなければならない。

6.1.1.2.2.1 SGEC/PEFC ジャパンの承認する SGEC-COC のトレーニング

SGEC 定款第 52 条に規定する評議委員及び同第 5-1 条に規定する規格管理委員並びにその他専門家の中から会長が指名する者によって、ISO/IEC17065 及び関連国際規格、SGEC規準文書 4 等の関連規格、並びに認証事例及び関連資料等を訓練教材としたトレーニングのプログラムに基づき、PEFC 評議会の承認を得て実施する。

なお、認証機関等における PEFC の COC トレーニング実施資格を得た者による PEFC の承認を受けたプログラムに基づくトレーニングを受講した者は SGEC-COC トレーニング受講修了者とみなす。

注意書：SGEC のウェブサイトはトレーニングに関するオプションについての詳細情報を提供している。

6.1.1.2.3 審査トレーニング

認証機関は、審査員が ISO 19011 に基づく審査技術の訓練を終了していることを確実にしなければならない。

6.1.1.2.4 勤務経験

6.1.1.2.4.1 認証機関は、審査員の資格として、審査員が最低 3 年間の森林及び/又は森林外樹木産品並びにその関連研究機関若しくは産業において研究者若しくは正社員 (full time) としての勤務経験を有することを確実にしなければならない。

注意書：森林及び森林外樹木産品関連産業には、森林及び森林外樹木産品の製造、研究、教育、規格の策定、林業/林産品の業界団体、森林に関する法令規制、運送、流通、リサイクル、又は、運送及び貯蔵などの行為が含まれる。

6.1.1.2.4.2 勤務経験の合計年数については、当該審査員が林産品又は関連産業と関連する前項の 6.1.1.2.1.1 の「a) から h)」に該当する者、若しくは適切、かつ関連した高等教育を修了している場合には 1 年間の削減が可能である。

注意書：高等教育とは、中等教育(前期:中学校、後期:高等学校)の教育課程を持つ学校の終了に続く教育水準を有する教育であり、日本の場合は、大学又はこれに準ずる教育課程を有する教育を言う。

6.1.1.2.4.3 勤務経験の合計年数については、当該審査員が有資格審査員の指導の下に 4 件の COC 審査を実行している場合には、1 年間の削減が可能である。

6.1.1.2.5 審査経験

6.1.1.2.5.1 認証機関は、審査員の資格として、当該審査員が過去 3 年間に有資格審査員の指導の下に、少なくとも 2 件の SGEC/PEFC-COC を含む 4 件(外部組織の審査を含む)の COC 審査を実行した経験を有していることを確実にしなければならない。

トレーニング中の COC 審査の数については、ISO 9001、ISO 14001 又は ISO 38200 の関連部門の審査の資格を有している場合には、前記求められる COC 審査の件数から、2 件の SGEC-COC 審査に削減が可能である。

6.1.1.2.6 力量

6.1.1.2.6.1 認証機関は、審査員が下記の分野における知識及び技能を活用する技量を有することを示すことを確実にしなければならない。

- a) SGEC-COC の「問題のある出处」の定義(SGEC 規準文書4の「3.6 項の b、c、d、e」)の対象範囲に包含され、SGEC 持続可能な森林管理規格(SGEC 規準文書3)の要求事項を含む SGEC 認証制度の目的及び中核的なプロセス。
- b) 審査の原則、手順、及びテクニック(ISO19011:2018 の 7.2.3.2.a 項を参照)について、審査員がこれらを個々の審査に適切に適用し、体系的で一貫した審査を実行できることを確実にする。
- c) 顧客組織の規模、構造、機能、取引関係、及び全般的なビジネスのプロセスや関連用語、並びに審査員が顧客組織の業務状況を理解できるようにするため顧客組織内の使用言語又は認証機関と顧客が同意可能な言語に関する知識など顧客組織の文化及び社会的慣習などを含む状況(ISO19011 7.2.3.2.c 項を参照)。
- d) 森林及び森林外樹木産原材料の調達、及び出处に問題がある原材料の回避に関連して該当する国際法、関連各国の法令等の理解。審査員は、審査に当たって、顧客組織とその供給者との間の契約関係を理解し、顧客組織による出处に問題がある原材料の調達の回避の手順に関する評価を可能にすることができること。

この分野における知識と理解は、下記をその範囲に含めなければならない。

- i 労働契約書(雇用契約書)及び/又は団体交渉の合意を含む協定書や合意書等
- ii 非認証原材料の原産国における労働者の社会、保健、安全の問題を含む法令等に基づく森林の管理や執行システム
- iii 労働者の権利に関連する国際条約(ILO 基本条約)、及び
- iv 林産品の貿易に関する国際条約及び CITES、その他関連協定

注意書： CITES:ワシントン条約(Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora:絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

6.1.1.2.6.2 認証機関は、審査員が SGEC-COC の下記の分野に関する用語、知識、理解及び力量(技量)を示すことを確実にしなければならない。

- a) SGEC-COC 規格(SGEC 規準文書 4)の原則及び要求事項
- b) 特定部門の製品(非木材林産品及びリサイクル原材料からの製品を含む。)とそのプロセス及び慣習、適用された原材料のフロー、並びに計測及び管理の方法
- c) 森林及び森林外樹木産品関連産業へのマネジメントシステムの適用とそれらの構成部分間の相互作用
- d) 文書、データ、その他の記録の権限、セキュリティ、配布及び管理に関する情報システムとテクノロジー
- e) SGEC/PEFC 商標及びその他の製品ラベルと主張の適用
- f) 関連するリスク評価法とその指標を含む出処に問題がある原材料の調達を回避する方法適用。
- g) 社会、保健、安全に関する要求事項

6.1.1.2.6.3 認証機関は、COC 審査員の就業頻度やその行為に関わるリスクのレベルに基づき、審査報告書のレビュー又は審査結果に基づく顧客組織の意見などの方法を活用して、COC 審査員の年次モニタリングに関する証拠書類を維持しなければならない。

特に、認証機関は、審査員の訓練の必要性を確認するために、その実績に基づき審査員の力量に関するレビューをしなければならない。

6.1.1.3 審査チーム

審査チームは、6.1.1.2 項に定める要求事項を満たし、性別上のバランスを考慮し、単数または複数の審査員によって構成されるべきである。

6.1.1.3.1 テクニカル専門員(テクニカルエキスパート)

特定の分野に求められる審査の力量を補うために、必要な場合は、適切なテクニカル専門技能を提供するテクニカル専門員を配置する。この場合、テクニカル専門員は、審査を受ける者からは独立していなければならない。

また、その氏名及び所属は、当該審査報告書に審査チームの構成員として明記されなければならない。

6.1.1.4 レビューの実行者(以下「レビューアー」という)及び認証の決定者

6.1.1.4.1 レビューアー及び認証の決定者に対する要求事項

認証機関は、レビューアー及び認証の決定者が以下に記述する要求事項を満たすことを確実にしなければならない。

認証の決定がグループによってなされる場合には、当該グループの構成メンバーの少なくとも一人が以下に記述する要求事項を満たさなければならない。

注意書 レビューアー及び認証の決定者は同一人物であってもよい。ISO/IEC 17065:2012(E)の7.6.2項を参照。

6.1.1.4.1.1 教育

6.1.1.4.1.1.1 認証機関は、レビューアー又は当該認証決定者が、下記の資格を有する者であることを確実にしなければならない。

- a) 農学に関する博士号取得者
- b) 技術士(森林部門)
- c) 林業技士(森林総合監理部門)
- d) 森林総合監理士(フォレストアー)
- e) 林業普及指導員経験者
- f) 林業改良普及員(AG)経験者
- g) 林業専門技術員(AP)経験者
- h) 森林生産物の検査経験を有するJAS検査員
- i) 林産物関連業務・関連審査・関連研究経験者

以上のほか。認証機関は、レビューアー又は認証決定者が最低でも森林及び/又は森林外樹木産品関連産業に関連性があるコース(教育課程)を含むか、又はそれが補足されるコース(教育課程)を有する中等教育以上で履修した知識と同等の知識を有していることを確実にしなければならない。

注意書 中等教育とは、初等教育レベルの後に続く国家的な教育システムの一部であり、大学やこれに準ずる教育レベルを有する高等教育に入る前に終了している教育レベルを言う。

6.1.1.4.1.1.2 森林及び森林外樹木産品関連産業における就業経験が、当該産業に関する特定の教育と同等であることを認証機関が示す事が可能である場合には、本規格が求める教育を当該就業経験によって代替することができる。

注意書： 森林及び/又は森林外樹木関連業は、森林及び森林外樹木産品の製造、輸送と貯蔵、流通、又はリサイクルに関連する行為を含む。

6.1.1.4.1.2 SGEC-COC トレーニング

認証機関は、レビューアー及び認証決定者が SGEC のシステム及び SGEC-COC 規格に関する初期トレーニングを受けていることを確実にしなければならない。

注意書： SGEC/PEFC ジャパンウェブサイトはトレーニングに関するオプションについての詳細情報を提供している。

6.1.1.4.1.3 審査トレーニング

認証機関は、レビューアー及び認証決定者が ISO 19011 に基づく審査テクニックのトレーニングを終了していることを確実にしなければならない。

6.1.1.4.1.4 勤務経験

6.1.1.4.1.4.1 レビューアー及び認証決定者の資格に関し、認証機関は認証決定者が適合性審査における関連研究又は業務に最低 3 年間の常勤の経験を有することを確実にしなければならない。

6.1.1.4.1.4.2 勤務経験の合計年数は、レビューアー及び認証決定者が森林及び森林外樹木関連業における前項の 6.1.1.4.1.1 の「a)からh)」に該当する者適切な高等教育を受けている場合は、1 年分を削減することができる。

注意書： 高等教育は、大学又はこれと同等のレベルを有する教育で、中等教育の終了後に続く教育である。

6.1.1.4.1.4.3 勤務経験の合計年数は、レビューアー及び認証決定者が有資格審査員として COC 審査を実行した場合は 1 年分を削減することができる。

6.1.1.4.1.4.4 SGEC-COC 審査員の有資格者は、求められる最低限の勤務経験を有しているとみなされる。

6.1.1.4.1.5 力量

認証機関は、レビューアー及び認証決定者が下記の分野に関する知識及び技能を活用する力量を有することを確実にしなければならない。

- a) SGEC-COC の「問題のある出处」の定義(SGEC 規準文書4の「3.7 項の b、c、d、e」)の対象範囲となる SGEC 持続可能な森林管理規格(SGEC 規準文書3)の要求事項を含む SGEC 認証制度の目的及び中核的なプロセス。
- b) 審査の原則、手順及びテクニック(ISO 19011:2018 の 7.2.3.2 項 a を参照)
- c) 顧客組織の規模、構造、機能、取引関係、及び全般的なビジネスのプロセスと関連用語、顧客組織の文化的及び社会的慣習などを含む顧客組織の状況(ISO 19011:2018 7.2.3.2.c 項を参照)、及び
- d) 森林及び森林外樹木産原材料の調達、並びに「出处に問題」がある原材料の回避に関連して該当する国際法、関連各国の法令等についての理解。

この分野における知識と理解は、下記をその範囲に含めなければならない。

- i 労働契約書(雇用契約書)及び/又は団体交渉の合意を含む協定書や合意書等
- ii 非認証原材料の原産国における労働者の社会、保健、安全の問題を含む法令等に基づく森林の管理や執行システム
- iii 労働者の権利に関連する国際条約(ILO 基本条約)や関係国内法令及び
- iv 林産品の貿易に関する国際条約及び CITES、その他関連協定

6.1.2 認証プロセスに携わる要員の力量の管理

ISO/IEC 17065:2012 の 6.1.2 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

6.1.2.1 認証機関は、有資格のレビューアー、認証決定者及び審査員が暦年の 2 年ごとに SGEC/PEFC ジャパンが承認する森林及び/又は森林外樹木産品の COC 更新(再教育)のトレーニングプログラムに参加していることを確実にしなければならない。

6.1.2.1.1 前項の SGEC-COC トレーニングは、SGEC 定款第 52 条に規定する評議委員及び同第 52-1 条で規定する規格管理委員並びにその他認証に係る専門家の中から会長が指名する者によって行われる、ISO/IEC17065 及び関連国際規格並びに SGEC 規準文書 4 等の関連

規格及び国内法令等の更新・改正に係るプログラムに基づくトレーニングとする。

注意書： SGEC のウェブサイトは、トレーニングのオプションに関する情報を提供している。

6.1.2.2 SGEC-COC 規格及び/又は商標規格が新規に発行された場合、認証機関はそれを使用する前に有資格のレビューアー、認証決定者及び審査員が SGEC/PEFC ジャパンが承認する当該最新版規格を対象とする更新(再教育)のトレーニングに参加したことを確実にしなければならない。

注意書 SGEC/PEFC ジャパンのウェブサイトは、トレーニングのオプションに関する情報を提供している。

6.1.2.3 審査員の資格を維持するために、認証機関は、審査員が年次で少なくとも 5 件の森林及び/又は森林外樹木関連部門の COC 規格、ISO9001、ISO14001 の外部審査を実行していることを確実にしなければならない。

また、これらの審査の合計は少なくとも 2 件の SGEC/PEFC-COC 審査を含む 7 日の審査業務を含まなければならない。

注意書 1： 7日の審査業務には報告時間を含めることが認められている。

6.1.2.4 法令による休暇や長期の病気によって 6.1.2.3 項を遵守できない様な例外的な状況の場合、審査員は有資格審査員の指導の下で少なくとも 2 件の SGEC/PEFC-COC 審査を実行しなければならない。

6.1.2.5 レビューアー及び認証決定者は、年次で少なくとも 1 件の SGEC-COC 審査に立ち会わなければならない。

表：審査員・レビューアー・決定者の資格に関する要求事項の概要

	審査員	レビューアーおよび認証決定者
教育	<ul style="list-style-type: none"> 森林及び/又は森林外樹木産品関連産業に関連するコース(教育課程)を有するかそのコースによる補習を受けている少なくとも中等教育に相当する知識。 森林及び/又は森林外樹木関連産業における就業経験が、必要とされる教育と同等であると認証機関が示すことができれば、当該就業経験によって代替することができる。 	
勤務経験	<ul style="list-style-type: none"> 森林及び/又は森林外樹木関連産業における少なくとも 3 年の常勤の勤務経験。 審査員が森林及び/又は森林外樹木産品関連産業との関連性を有する適切な高等教育を修了している場合は、1 年の削減が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 適合性評価における少なくとも 3 年の常勤の勤務経験。 レビューアーまたは認証の決定者が森林及び/又は森林外樹木産品関連産業との関連性を有する適切な高等教育を修了

	<ul style="list-style-type: none"> 審査員が、6.1.1.2.5.1 項が審査経験として求める COC 審査に加えて、有資格審査員の指導の下にトレーニング中の審査員として 4 組織の COC 審査を実行している場合は、1 年の削減が可能 	<p>している場合は、1 年の削減が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有資格の SGEC-COC 審査員は、求められる最低限の勤務経験を有するものとする。
トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> SGEC/PEFC ジャパンが承認する初回のトレーニング ISO/IEC 19011 	
審査経験	<ul style="list-style-type: none"> 過去 3 年間に有資格審査員の指導の下にトレーニング中の審査員として少なくとも 4 組織の COC 審査を実行。このうち、少なくとも 2 件は SGEC-COC 審査が含まれる。 トレーニング中の審査の数は、森林外樹木関連部門の COC 規格、ISO 9001、又は ISO 14001 の審査の資格を有する審査員については 2 年に削減可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 認証機関は、レビューアーまたは認証の決定者が過去 3 年間に少なくとも 1 件の SGEC-COC 審査に立ち会うことを確実にしなければならない。
技量	6.1.1.2.6 項の要求事項を参照	6.1.1.4.1.5 項の要求事項を参照
資格の維持		
トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> SGEC/PEFC ジャパンが承認する更新のトレーニング 2 年に一度、及び 新規の SGEC-COC 規格 SGEC 又は商標規格が施行された場合 	
審査経験	<ul style="list-style-type: none"> 年次で少なくとも 5 件の森林外樹木関連部門の COC、ISO 9001、または ISO 14001 の外部審査。これら審査は合計 7 日の審査業務を含み、少なくとも 2 件の SGEC-COC 審査を含む。 法令による休暇や長期の病気によって 6.1.2.3 項を遵守できない様な例外的な状況の場合、審査員は有資格審査員の指導の下で少なくとも 2 件の SGEC-COC 審査を実行。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年ごとに少なくとも 1 件の SGEC-COC 審査に立ち会う。

注意書：この表は、審査員、レビューアー、認証の決定者の資格に関する要求事項のまとめである。

6.1.3 要員との契約

ISO/IEC 17065:2012 の 6.1.3 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

6.2 評価のための資源

ISO/IEC 17065:2012 の 6.2 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

特に、認証機関の評価活動の一部外部委託を実施する場合は、同規格の「6.2.2」が適用される。

注意書：認証機関の評価活動の一部外部委託

認証機関が評価活動の一部を外部に委託する場合には、「ISO/IEC 17065 の 6.2.2 」に規定する外部委託に係る要求事項を満たさなければならない。なお、この場合、外部委託機関の適格を判断するに当たっては、本規格「6.1」で規定する審査に係る要員の要件を満たさなければならない。

7. プロセスに関する要求事項

7.1 総論

ISO/IEC 17065:2012 の 7.1 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

7.1.1 認証機関には、ISO/IEC 17065:2012 の 7.1.3 項に加えて、認証の指針、及びその明瞭化や解釈など SGEC/PEFC ジャパンが公表する一般公開文書を提供することが認められている。

7.2 申請

ISO/IEC 17065:2012 の 7.2 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

7.2.1 認証機関は、顧客組織から認証の申請を受けた場合は、最低限下記の情報を取得しなければならない。

- a) 法人、名称、住所、及び法的な地位、
- b) SGEC-COC 規格が定める顧客組織のCOC管理の文書化された手順、
- c) SGEC-COC の対象範囲に含まれる製品で製品グループを特定するに十分な記述、及び
- d) マルチサイト認証の場合、SGEC-COC の対象範囲に含まれるサイト(SGEC-COC 規格が定めるところによる。)

注意書:該当の情報は、顧客組織との最初の接触時に取得しなければならないことはないが、少なくとも 7.3 項及び 7.4 項に規定される行為が実行される前に取得しなければならない。

7.2.2 認証機関は、SGEC-COC の対象に含まれる製品に係る SGEC-COC 規格の選択的
要求事項の適用に関連し、サイト及び/又は該当する製品グループごとに、顧客組織から最低限下記の情報を取得しなければならない。

- a) COC の方式
- b) SGEC 商標予定に関する規定に基づく申請

注意書:該当の情報は、顧客組織との最初の接触時に取得しなければならないことはないが、少なくとも 7.3 項及び 7.4 項に規定される行為が実行される前に取得しなければならない。

7.2.3 認証機関は、申請が新規の申請ではなく認証の移管として扱われるかどうかを査定するために顧客組織から十分な情報を取得しなければならない。7.4.10 項も参照のこと。

7.3 申請のレビュー

ISO/IEC 17065 2012 の 7.3 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

7.3.1 認証機関は審査に先立ち、顧客組織の文書(7.2.1b 項参照)と認証基準との適合性を決定するために、それら文書のレビューを実行しなければならない。

7.4 審査

ISO/IE C17065:2012 の 7.4 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

7.4.1 認証機関は、顧客組織との間で審査日程を合意する上での基礎となる審査ごとの審査計画の策定を確実にするために、その手順を文書化しなければならない。審査計画は事前に通知され、同日程は顧客組織との間で合意されていなければならない。

注意書： 審査計画の準備のための指針は、ISO 19011:2012 の 6.3.2 項で提供されている。

7.4.2 マルチサイト認証の場合は、サンプルの対象となるサイトを審査計画に明記しなければならない。認証機関は付属書3を参照しなければならない。

7.4.3 認証機関は、審査チームのリーダーを含む審査チームの選定、及びこれを指名するための手順を文書化しなければならない。

注意書： 審査チームと審査チームのリーダーを選定するための手順の指針は、ISO 19011:2018 の 5.5.4 項で提供されている。

7.4.4 審査の目的は、下記のとおりである。

- a) 顧客組織の下記事項についての適合性を決定することを目的とする。
 - i. 顧客組織の COC プロセスと SGEC-COC 規格との間の適合性及びその効果的な実行
 - ii. 顧客組織のマネジメントシステムと SGEC-COC 規格との間の適合性及びその効果的な実行
 - iii. 顧客組織の COC のプロセスを実行する過程で該当する場合は、「問題がある出処」からの原材料の回避に関する要求事項 (SGEC-DDS 要求事項)との適合性の検証とその効果的な実行
 - iv. SGEC 商標規格とその効果的な実行を伴う SGEC 商標の使用、顧客組織が有効に SGEC 商標を使用するために顧客組織と SGEC/PEFC ジャパンとの間で署名されるべき商標ライセンス契約の有効性

注意書： SGEC 商標と SGEC 主張の使用は、定期(サーベイランス)審査と更新(再)認証の審査の際に評価されなければならない。初回の審査においては、提案又は意図された SGEC 商標 SGEC 主張が評価されること。

- b) SGEC 公示契約において要求されるデータの収集

7.4.5 認証機関は、ISO 19011:2018 の 6.4 項の関連指標に基づいて審査を実行しなければならない。一般的に審査(初期審査、定期(サーベイランス)審査、更新(再)審査)は、現場において実行されなければならない。

7.4.6 物理的な保有を伴わない業務を実行する顧客組織に関して、審査は、IAF MD 4 に則った ICT ツールを使用した遠隔審査を実行してもよい。認証機関は、審査の対象範囲すべてが ICT ツールの使用でカバーし得ることを明証しなければならない。

注意書 1: 物理的保有に基づき業務を行う顧客組織が、前回の審査以降に SGEC 主張が付された製品を販売をしていない場合は、本規格に則った遠隔審査に適格ではない。

注意書 2: 前回の審査以降に、顧客組織が SGEC の主張が付された原材料や製品の調達・販売をしていなかった場合は、本規格の 7.9.2 項を適用することができる。

注意書 3: 情報通信技術 (ICT) ツールには、スマートフォン、携帯端末、ラップトップコンピュータ、デスクトップコンピュータ、ドローン、ビデオカメラ、ウェアラブル技術、人工知能及びその他の、ソフトウェア及びハードウェアが含まれる。

7.4.7 認証機関は、審査時間を決定するための手順を文書化し、審査チームからの具申に基づき、顧客組織ごとにその顧客組織が SGEC-COC を完全かつ効果的に審査するための計画及びその実行に必要な時間を定めなければならない。認証機関が定めた審査の時間及びその理由は記録されなければならない。現場審査に対する最低必要時間は 4 時間 (0.5 日としても可) とする。

注意書: 現場審査に費やされる最低限の時間には、文書において定められた特殊な事情がない場合、審査報告に係る時間を含めてはならない。

7.4.8 認証機関は、審査におけるサンプリングに関する手順を ISO 19011:2018 の 6 項が提供する指針に基づき文書化しなければならない。

7.4.9 審査時間及び審査におけるサンプリングの決定に際して、認証機関は最低限下記の事項を考慮しなければならない。

- a) COC 規格の要求事項
- b) 顧客組織の SGEC-COC の対象範囲にある業務の規模及び複雑性
- c) 出処に問題がある原材料の調達リスクが高い状態を生む可能性がある供給品の程度及びその範囲
- d) SGEC 商標使用の程度及びその範囲
- e) 顧客組織の COC の適用範囲に含まれる行為の外部委託
- f) 顧客組織のマネジメントシステムに係るものも含めた過去の審査結果
- g) サイトの数及びマルチサイトに関する考慮

7.4.10 認証機関の間で、認証の移転を行う場合にあつては、当該認証機関は ISO/IEC 17065 の 7.4.5 項及び IAF MD2:2017 の規定に基づき移転業務を実行しなければならない。

注意書: IAF MD2:2017:「認定されたマネジメントシステム認証の移転のための IAF 基準文書」は、認証機関の間で、認定されたマネジメントシステム認証の移転を行う場合の基準を提供する。

7.4.11 審査報告書

7.4.11.1 審査報告書は、少なくとも付属書 4 が定める情報を含めなければならない。

7.4.11.2 認証機関は、審査報告書またはその他の審査記録の写しを SGEC/PEFC ジャパンから要求があれば送付しなければならない。

7.5 レビュー

ISO/IEC 17065:2012 の第 7.5 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.6 認証の決定

ISO/IEC 17065:2012 の第 7.6 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.6.1 審査の所見は、重大不適合、軽微不適合及び観察事項に分類しなければならない。

7.6.2 重大不適合及び軽微不適合は、少なくとも初回の認証を授与する前に、是正されなければならない。また、当該是正措置は認証機関による検証を受けなければならない。

7.6.3 重大不適合は、少なくとも更新(再)認証を授与する前に、是正されなければならない。また、当該是正措置は認証機関による検証を受けなければならない。

7.6.4 審査において確認された重大不適合及び軽微不適合は、当該不適合を解消するために顧客組織による是正措置が講じられなければならない。

是正措置は、その要する期間を含めて認証機関によってレビューされ、了承されなければならない。

認証機関の定期(サーベイランス)審査によって確認された重大不適合の是正措置及びその検証に要する期間は、当該認証機関の規則に従わなければならないが、3 カ月を超えてはならない。

更新(再)審査及び定期(サーベイランス)審査によって確認された軽微な不適合の是正措置の検証は、遅くとも次回の年次審査(定期審査)時には検証されなければならない。

7.7 認証書類

ISO/IEC 17065:2012 の第 7.7 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.7.1 認証書類は、少なくとも下記の情報を含まなければならない。

- a) 認証機関の識別情報
- b) 顧客組織の名称と住所、及び認証の対象である COC を有するサイト/法主体

注意書 1: 顧客組織の名称と住所は、SGEC-COC が行われていない私書箱の住所等の法主体の名称と住所であっても認められる。但し、認証書類上には、COC 認証の対象になっている顧客組織の名称と住所をも含まなければならない。

注意書 2： 特定されたプロジェクトに関する SGEC-COC 認証、又は「プロジェクト認証」(SGEC 規準文書 4 付属書 3)を参照)の場合において、「名称及び住所」は「管理主体の名称と住所」を指す。プロジェクトの名称は、プロジェクト認証書の対象範囲に含めることが認められている。

- c) 認証書の種類(個別、マルチサイト、又は生産者グループ)
- d) 授与された認証の適用範囲(7.7.2 項参照)
- e) SGEC 商標と認証機関の SGEC/商標(ライセンス)番号
- f) 認定機関の認定マーク(認定番号を含む。)、及び
- g) 認証書の授与、延長又は更新の日付け、及び有効期限日又は更新(再)認証の期限(7.7.6 項参照)。認証書の発効日は、認証の決定日より前であってはならない。

7.7.2 認証範囲は少なくとも下記情報を含まなければならない。

- a) COC規格(SGEC 規準文書 4「森林及び森林外樹木製品の SGEC-COC-要求事項」又は/及び PEFC COC 2002 の「森林及び森林外樹木製品の COC-要求事項」)の確認。

注意書： COC 規格の確認とは、COC 認証に当たって、評価が実行された COC 規格が当該認証が授与されたときに有効であったか、否かについての確認を意味する。

- b) SGEC 規準文書 6-1「SGEC 商標の使用規則」の確認。
- c) 適用された COC 方式
- d) SGEC 製品カテゴリーに基づく COC の対象製品の確認。

注意書： 特定のプロジェクトに関する SGEC/PEFC-COC 認証、又は「プロジェクト認証」(SGEC 規準文書 4 付属書3参照)の場合、プロジェクトの名称をプロジェクト認証の範囲に含めることが認められる。

7.7.3 認証の適用範囲が当該認証書の付属書に記載されている場合、当該認証書には、不可欠な事項として当該付属書について言及されていなければならない。

7.7.4 認証機関は、認証書類を日本語、及び必要な場合は英語で発行しなければならない。

7.7.5 認証機関は、認証について、その有効期間が最長 5 年間について授与されなければならない。

7.7.6 認証機関は、認証の授与、一時停止、若しくは取り下げを行うか、又は、その適用範囲を変更した場合、その他認証に影響を与える変更がなされた場合等には、SGEC/PEFC ジャパンあてに直ちに通知しなければならない。

7.8 認証製品の名簿

ISO/IEC 17065:2012 の第 7.8 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.9 定期(サーベイランス)審査

ISO/IEC 17065:2012 の第 7.9 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.9.1 認証機関は、定期(サーベイランス)審査について、年次で実行しなければならない。また、認証書の有効期限日(有効期間 5 年間)までに少なくとも 4 回の定期(サーベイランス)審査を実行しなければならない。

注意書 1 : 年次とは、12 か月に 3 か月を加減した期間ごとに 1 回を意味する。

注意書 2 : 認証書の有効期間が 5 年より短い場合は、定期(サーベイランス)審査の回数はそれに応じて削減が可能である。

7.9.2 認証機関は、現場における定期(サーベイランス)審査について、下記の場合には、文書及び記録のレビューなど他の審査の手法によって代替することができる。

この場合、現場における定期(サーベイランス)審査の間の期間は 2 年(必要な場合は 3 か月をプラス)を超えてはならない。

- a) 採用した審査の手法によって、認証を受ける主体(顧客組織)による認証基準への適合性について、十分な信頼性を示すことが出来る。及び、
- b) 顧客組織が、認証機関による前回の初回審査、定期(サーベイランス)審査、又は更新(再)審査において不適合が指摘されなかった。及び、
- c) 顧客組織の製品の調達において、重大リスクを有する供給品を含まない。及び、
- d) 顧客組織が、認証機関によって COC 規格に基づき保管することが求められているすべての記録、又は、保管された記録によって認証機関が独立したサンプリングを構築することが可能となるすべての記録のリストを提供する。又は、
- e) 顧客組織又は顧客組織のサイトが、提出された記録によって前回の初回審査、定期(サーベイランス)審査、又は更新(再)審査を実施して以来、認証原材料を調達しておらず、製成品上で認証主張を行っていないことを示す十分な証拠が示されている。

注意書: 「認証原材料を調達していない。」とは、SGEC 主張付きの投入原材料が認証原材料及び/又はその他原材料として分類されなかったことを意味する。

7.10 認証に影響を与える変更

ISO/IEC 17065:2012 の第 7.10 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.11 認証の終了、縮小、一時停止、または取り下げ

ISO/IEC 17065:2012 の第 7.11 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.11.1 認証機関は、顧客組織の認証を終了、一時停止、又は、取り下げた場合には、当該顧客組織に対して、以後 SGEC 商標と主張の使用が許されないことを通知しなければならない。なお、一時停止の場合には、認証機関はその認証の取り扱いを決めるために、その後の当該顧客組織の COC の実行が関係規格に適合しているか否かについてモニターを実施しなければならない

い。

7.12 記録

ISO/IEC 17065:2012 の第 7.12 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.13 苦情

ISO/IEC 17065:2012 の第 7.13 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.13.1 認証機関は、顧客組織による認証の要求事項の不履行に関する根拠のあるクレームを受理するか、認識した場合には、30 日以内に SGEC/PEFC ジャパンに通知しなければならない。

7.13.2 認証機関は、解決された苦情及び上訴に関して、少なくとも下記を含む概要要旨の報告を SGEC/PEFC ジャパンに行わなければならない。

- ・ 上訴/苦情の申立人の識別情報。この場合、開示を条件とする。
- ・ 顧客組織の識別情報
- ・ 苦情の主題
- ・ 苦情処理プロセスの概要
- ・ 苦情の結果/解決

8. マネジメントシステムに関する要求事項

ISO/IEC 17065:2012 の第 8 項に定められるすべての要求事項が適用される。

8.1 認証機関の内部監査

8.1.1 認証機関は、SGEC/PEFC ジャパンから要求があれば、SGEC-COC 認証に係る実績に限定される年次内部監査の結果を提出しなければならない。

附則

施行日は 2021 年 6 月 1 日とする。

移行期限は 2022 年 8 月 14 日とする。

次回レビューは 2026 年 3 月 29 日以前とする。

SGEC規準文書5-2 付属書1 認証機関のSGEC公示（認証機関の認定に対する追加的 要求事項）

SGEC 規準文書 5-2

付属書 1

認証機関の SGEC 公示

（認証機関の認定に対する追加的 要求事項）

SGEC-COC 認証業務を実行する認証機関は、SGEC/PEFC ジャパンによる公示(以下「SGEC の公示」という。)を受けなければならない。

SGEC の公示に当たっては、認証機関が SGEC ジャパンによって承認された認定機関による有効な認定を有していることが求められる。(本文書の付属書 2 を参照) 。

認証機関は、SGEC/PEFC ジャパンに対し、SGEC/PEFC ジャパンが定めるところに従って、顧客組織に授与した認証に関する情報を提供しなければならない。

注意書:認証機関が顧客組織に授与した認証に関する情報には、顧客組織の識別情報、授与した認証の適用範囲、及び SGEC 公示料金を決めるために使用される顧客組織の売上高が含まなければならない。

SGEC 公示に当たっては、認証機関に対し、SGEC/PEFC ジャパンが定める SGEC 公示料金を支払うことを求めることが認められている。

SGEC規準文書5-2 付属書2 SGEC公示に関してSGEC/PEFCジャパンが容認する認定

SGEC 規準文書 5-2

付属書 2

SGEC 公示に関して SGEC/PEFC ジャパンが容認する認定

SGEC/PEFC ジャパンは、COC 認証が、IAF による製品認証のための国際相互承認協定 (MLA) 又は、欧州認定機関協力 (EA)、米州認定機関協力機構 (IAAC)、太平洋認定協力機構 (APAC)、南部アフリカ開発共同体 (SADCA)、アフリカ認定協力機構 (AFRAC) 及びアラブ認定協力機構 (ARC) など IAF の地域認定グループに署名する認定機関による認定を受けた認証機関によって実行されることを要求する。

なお、SGEC/PEFC ジャパンが公示する SGEC 認証規格に基づき認証する認証機関は、日本において法人登記がなされていなければならない。

認証機関の認定の適用範囲は、SGEC 規準文書 4「森林及び森林外樹木製品の SGEC-COC—要求事項」及び SGEC 規準文書 6「SGEC 商標使用規則—要求事項」、並びに PEFC ST 2002:2020「森林及び森林外樹木製品の COC-要求事項」及び PEFC ST 2001:2020「PEFC 商標使用規則-要求事項」に規定する有効な規格を明確に含めなければならない。

注意書:SGEC 認証制度が PEFC 認証制度との相互承認のもとで、SGEC 認証主張製品は PEFC 認証主張製品とすることができるとしていることから、PEFC 国際関連規格を認証機関の認定の適用範囲に含める。

また、認証機関の認定の適用範囲には、ISO/IEC 17065、本付属書及び PEFC 国際規格:PEFC ST 2003:2020「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を行う認証機関に対する要求事項」の「付属書 2」、並びに当該認定を受けた認証機関がその査定を受けるに当たって求められたその他の要求事項を明示しなければならない。

認証機関の認定書は、日本語及び必要な場合は英語で入手可能でなければならない。

SGEC規準文書5-2 付属書3 マルチサイトCOC認証

SGEC 規準文書 5-2

付属書 3

マルチサイト COC 認証

1. 序論

1.1 本付属書は、SGEC 規準文書 4 の付属書 2 「マルチサイト組織による COC 規格の実行」の要求事項を満たす複数の事業拠点を有するマルチサイト組織を認証する認証機関に対する要求事項を定める。

1.2 本付属書は、前項のマルチサイト組織、即ち複数サイトのネットワークを有する顧客組織の COC 認証と審査に関するものであり、その目的は、本規格に基づく認証審査が、認証書の対象範囲に属している全てのサイトにおいて、顧客組織の COC 管理が COC 規格に適合していることについて適切な信頼性を提供し、また、顧客組織の COC 管理が、経済的かつ実務的に実行可能であることを確実にすることにある。

2. マルチサイト顧客組織の適格基準

2.1 マルチサイト顧客組織に関する適格基準は、SGEC規準文書2の付属書2 において規定されている。

2.2 マルチサイト顧客組織は、SGEC-COC 規格の付属書 2 の要求事項に加えて、その本部を含むすべてのサイトからデータを収集し、分析を行う技量とすべてのサイトを管理する権限、及び必要に応じてその変更を主導する権限を有するべきである。ここで云う関連するデータには、下記に列挙する事項が含まれるが、これに限定されない。

- a) COC 文書及び COC の変更
- b) マネジメントのレビュー
- c) 苦情
- d) 是正処置の評価
- e) 内部監査の計画と監査結果の評価
- f) 出処に問題がある原材料の回避に関する種々の法的な要求事項

2.3 COC 規格の付属書 2 との関連においては、COC 認証の取得とその維持を目的に独立した法人のグループとして設立されたマルチサイト顧客組織は、一般的な小規模企業によって構成されていなければならない。

3. 認証機関の適格基準

3.1 総論

3.1.1 認証機関は、評価(審査)に着手する前に、本付属書と COC 規格の付属書 2 が定める適格基準に関する情報を顧客組織に提供しなければならない。また、マルチサイト組織の適格基準が満たされていない場合には、評価(審査)に着手するべきではない。なお、認証機関は、当該審査中に適格基準に関する不適合が発覚した場合には、認証書が発行されないことを、当該評価(審査)に着手する前に顧客組織に伝えるべきである。

3.2 契約書のレビュー

3.2.1 認証機関は、その認証の手順として、サンプリングのレベルを決定するための基礎とするために、契約書の最初のレビューの時点で、認証を予定する COC 認証の対象範囲の複雑性の度合いとその規模及び COC を構成する各サイト間の相違が確認できることを確実にしなければならない。

3.2.2 認証機関は、認証を実行する上で契約上の相手方である顧客組織の本部機能を確認しなければならない。顧客組織との契約上の合意に当たっては、認証機関によるマルチサイト顧客組織を構成するすべてのサイトにおける認証審査を可能にするものでなければならない。

3.2.3 認証機関は、顧客組織のサイトが、類似の方法による COC の実行を可能にする様な類似した原材料のフローをどの程度有しているかについて、個々のケースごとに分析しなければならない。サンプリングの手順を適用する際には、マルチサイト顧客組織に含まれるサイト間の類似性が考慮されなければならない。

3.2.4 認証機関は、3.2.1 項、3.2.2 項、及び 3.2.3 項が要求する事項が実行されたことを示す記録を保持しなければならない。

3.3 審査

3.3.1 認証機関は、マルチサイト組織の審査を実施するための手順を文書化しなければならない。この手順文書には、文書や記録のレビュー、現場審査などを含み、付属書 2 を含む本規格で規定する COC の要求事項(基準)が、全サイトにわたって適用され、かつ遵守される方法を確立するものでなければならない。

3.3.2 認証機関は、サイトのネットワークを有する顧客組織の審査が複数の審査チームによって実施される場合には、当該すべての審査チームの審査結果を統括し、統合的な報告書を作成

する責任を有する者を1名リード審査員として指名しなければならない。

3.4 不適合

3.4.1 顧客組織の内部監査又は認証機関の審査によって、いずれかのサイトに不適合が発見された時は、その他のサイトが、当該不適合の影響を受けるかどうかを判断するための調査を実施しなければならない。このため、認証機関は、当該不適合がすべてのサイトにもあてはまる COC の全般的な不具合を示すものかどうかを判断するために、顧客組織に対し当該不適合のレビューを要求しなければならない。

その不適合が、COC の全般的な不具合を示すものであると判断された場合には、その是正措置が当該顧客組織の本部及び個々のサイトにおいて実行されるべきである。当該顧客組織は、当該不適合が全サイトに及ぶものではないと判断した場合には、認証機関に対してその是正措置を該当のサイトに限る正当な理由を示すことが可能でなければならない。

3.4.2 認証機関は、顧客組織の内部監査又は認証機関の審査によって発見されたサイトの不適合に関する是正措置の証拠書類を当該顧客組織に対して要求しなければならない。当該顧客組織の COC 管理が再構築されたことについて十分な確証が得られるまでサンプリングのサンプル数を増加することができる。

3.4.3 認証機関は、マルチサイト顧客組織の認証決定のプロセスにおいて、いずれかのサイトに不適合があった場合には、当該不適合に対して十分な是正措置が取られるまでの間は、当該マルチサイト顧客組織の全体に対する認証を行ってはならない。

3.4.4 顧客組織は、そのマルチサイトを構成する単一つのサイトにおいて不適合が存在し、これが認証の障害となっている場合であって、その解決を目的として、認証審査のプロセスの期間中に当該不適合のサイトを認証の対象範囲から除外することを要求することは認められない。

3.5 認証書

3.5.1 マルチサイト顧客組織の認証書(以下「認証書」という。)は、当該顧客組織の本部の名称と住所を明記したうえで一通発行しなければならない。認証書に関連するすべてのサイトのリストは、認証書上又はその付帯書、又は認証書上に記載するその他の書式に基づき発行されなければならない。認証書上に表示される適用範囲又はその他の記載事項は、認証規格への遵守が当該サイトのリストに掲載されたネットワークによって実行されていることを明確にしなければならない。付帯書又はその他の記載事項は、認証書の不可欠の部分であり、認証書から分離されては

ならない。

3.5.2 マルチサイト顧客組織の個々のサイトが異なる COC 方式を適用している場合には、当該個々のサイトに関する COC 方式(規格)の適用が認証書又は付帯書において明示されなければならない。

3.5.3 マルチサイト顧客組織の認証の対象を構成する個々のサイトについて、「子認証書」を発行することができる。その条件は、「子認証書」が「親認証書」と同様の適用範囲、又はその適用範囲の子(支)適用範囲(sub-scope)がある場合はそのことについて、それぞれ明らかにし、このことを親認証書へ明確に記述する必要がある。子認証書には、「この証書の有効性は親認証書の有効性に依拠する。」という旨の言明を含まなければならない。

3.5.4 本部又はいずれかのサイトが認証書の維持に必要な基準を遵守しない場合には、該当認証書は全体として無効となる。(上記 3.2 項を参照)

3.5.5 サイトのリストは、認証機関によって最新状態に更新されていなければならない。このために、認証機関は、顧客組織に対しサイトの閉鎖、開設、認証管理の内容の変更などに関する情報の提供を要求しなければならない。その情報の提供がない場合は、認証書の不正使用と見做され、認証機関は手順に従って必要な措置を取らなければならない。

3.5.6 認証機関は、認証書の対象範囲内であり、かつ、追加を予定する新規サイトの数が既存のサイトの数を超えない限り、審査と次の審査との間に、当該既存の認証書へ新規にサイトを追加することが可能である。この場合、下記の要求事項が満たされなければならない。

- a) 認証機関は、COC 認証書の対象となる新規サイトを追加する旨の顧客組織の申請に先立って、顧客組織からのその旨とサイト数の通知を受けなければならない。
- b) 認証機関は、顧客組織から追加サイトにおける COC の手順を取得しなければならない。当該手順には、適用された COC 方式と COC の対象である製品を含まなければならない。
- c) 認証機関は、認証書への追加が予定されているサイトに関する内部監査報告書を取得しなければならない。
- d) 認証機関は、顧客組織の内部監査の結果をレビューし、新規サイトの追加の要請を検証するに当たり、追加情報が必要かどうかを決定しなければならない。
- e) d)のレビューの結果に基づき、認証機関は、追加サイトの現場審査が必要か、又は、b)、
- f) d)のレビューによってサイトの追加が可能であるか、に関して十分な証拠を示しているかを決定する。
- g) 認証機関は、COC 認証書へ新規サイトを追加するに当たって、事前の現場審査が不要であ

る場合には、当該新規サイトが遅くとも次回に予定される認証審査時に、現場検査を受けることを条件としなければならない。認証機関は、新規サイトのサンプルが必要かどうかについては、本規格の「3 認証機関の適格基準」の規定に基づいて決定することが認められている。

注意書 規格が現地審査に代わる遠隔審査を許容する場合(7.4.6 項を参照)は、現場審査は遠隔審査によって代替することが認められている。

4. 現場審査のサンプリング

4.1 方法論

4.1.1 認証機関は、サイトのサンプリングがマルチサイト顧客組織と COC 要求事項との適合性に関する十分な信頼を得ることができる場合には、現場審査に関してサンプリングを利用することができる。当該認証機関は、サイト間のすべての相違及び COC の実行が確実に査定されるために、サイトの選定の正当な理由を示すことが可能でなければならない。

4.1.2 サンプルは、COC 認証対象であるサイトの COC プロセス及び COC 管理の行為における相違を代表するものでなければならない。サンプルは、異なる COC 方式(物理的分離、パーセンテージ、又はクレジット方式)を採用しているサイトについて別個に決めなければならない。

4.1.3 サンプルは、サイトが審査とその次の審査の間に追加され、現場審査が求められなかった場合には、これを考慮し、直前の審査時に選定したサンプルとは別個のサンプルが決められなければならない(付属書 2 の 3.5.5 項、e)の通り)

注意書 1 「別個に決める」とは、サンプルがサイトの追加(の後に決められることを意味する。

注意書 2 4.1.2 項の規定は 4.1.3 項の規定にも当てはまる。即ち 4.1.3 項においてもサンプル間の相違及び COC 方式の違いを考慮しなければならない。

4.1.4 サンプルは、その一部について、下記に定める要素に基づいて選択が可能で、また、その他については非選択的であるべきであるが、結果的として一連の異なるサイトが選択され、かつ無作為的な要素が排除されないようにするべきである。

4.1.5 少なくともサンプルの 25%は無作為に選択されるべきである。

注意書 リスクをベースとする審査という観点から、サイトのサンプルとしての選択は、確認されたリスクによる正当な理由がない限り、前回サンプルであったサイトの選択は避けるべきである。なぜならば、そのことによって、サンプリングにおいて無作為に選択されるサンプルが 25%に満た

なくなる恐れがあるからである。

4.1.6 無作為に選択されたサンプル以外の残りのサンプルに関しては、次項の基準を考慮して、認証書の有効期間内で選択されたサイト間の相違が出来る限り顕著に現れるように選択しなければならない。

4.1.7 サイトの選択基準は、特に下記の要素を盛り込まなければならない。

- a) 内部監査、又は前回の認証審査の結果
- b) 苦情、並びに是正及び予防処置に関連するその他の記録
- c) サイトの規模及び製品生産プロセスにおける重要な相違
- d) 適用された COC 方式の相違
- e) 前回の認証審査以来の変更
- f) 地理的な分散
- g) 前回の外部審査(認証機関による審査等)以後追加されたサイト

4.1.8 サイトの選択は、審査の開始時に実行する必要はない。サイトの選択は、本部の審査が完了した時点で実行されることが認められている。いずれにしても、本部には、サンプルとして選定されるサイトがどこになるかの情報が伝えられなければならない。

本部へのこの情報の通知は、審査の直近になっても構わないが、当該審査を受ける準備のために、必要かつ適切な時間的な余裕を持って行われなければならない。

4.1.9 本部については、初回審査、定期(サーベイランス)審査、更新(再)審査の全ての審査においてサンプルのひとつとして選定されなければならない。

4.2 サンプルの数(サイズ)

4.2.1 認証機関は、マルチサイト顧客組織の認証と審査の一環としてサイトの審査を実施するに当たって、サンプルを選定するための手順を文書化しなければならない。
この場合、本付属書において解説される要素が考慮されるべきである。

4.2.2 認証機関は、その文書化された手順を適用してサンプルを選定した結果、その数が下記に定めるガイダンスを適用して選定した結果より少ない場合には、これを正当化する理由を記録し、それが承認された手順に基づく選定であることを示さなければならない。

4.2.3 認証機関が、審査の種類(初回審査、定期(サーベイランス)審査、更新(再)審査等)ごとに訪問しなければならない最小限のサイトの数は下記の通りである。

- ・ 初回審査、及び現場審査が求められなかった前回の審査以後に追加されたサイト(3.5.4項 e)による):サイトの総数の二乗根、($y=\sqrt{x}$) 端数切り上げ、 y =現場審査のサイト数、 x =サイトの総数。
- ・ 定期(サーベイランス) 審査:
現在のサイト総数の二乗根に因数 0.6 を掛けた数、($y=0.6 \sqrt{x}$) 端数切り上げ。
- ・ 更新(再) 審査:現在のサイトの総数の二乗根、($y=\sqrt{x}$) 端数切り上げ。
認証の1サイクル期間中(5 か年間に本部が重大不適合を受けなかった場合、サンプル数は因数 0.8 を掛けた数字(端数切り上げ)に削減ができる。

注意書: 現場審査が求められなかった前回の審査の以後に追加されたサイト(3.4.5 項 e)については、削減の因数は使用してはならない。

4.2.4 認証機関は、顧客組織の認証対象行為についてのリスク分析において、下記の要素よって、そのリスクが高まっている場合にはサンプルの数(サイズ)を増加しなければならない。

- a) サイトの数(サイズ)と従業員数
- b) 原材料の流れ及びCOC方式の相違
- c) COC方式及び原材料の由来の定義の適用の相違
- d) 「問題のある出处」から原材料を調達するリスクのレベル
- e) 苦情及びその他の是正及び予防措置
- f) 多国籍に係る場合
- g) 内部監査及び外部審査の結果
- h) マルチサイトの種類(マルチサイト又は生産者グループ)

4.3 審査時間

4.3.1 認証機関は、審査時間の割り当てに関する全体的な方針との関連において、マルチサイト審査に費やす時間の正当な理由を示すことが可能でなければならない。

4.3.2 初回、定期(サーベイランス) 審査、及び更新(再) 認証の審査の一環として各個別サイトのために費やされる最低限の審査時間は、基準文書5-2の7.4.7項が定める審査の時間とする。COC 規格の中でサイトとの関連性がなく本部のみが審査対象とされた項目を考慮したサイトの削減も適用可能である。

4.3.3 本部については、サンプルサイトから削減することは許容されない。

SGEC規準文書5-2 付属書4 審査報告書の最低限の内容

SGEC 規準文書 5-2

付属書 4

審査報告書の最低限の内容

審査報告書は、最低限下記の内容を含まなければならない。

1. 表紙
2. 顧客組織の解説
3. 下記を含む顧客組織の SGEC-COC の解説
 - a) マネジメントシステム
 - b) 組織及び/又はサイトの部分
 - c) 外部委託を含むプロセス/行為、及び
 - d) SGEC-COC の対象である製品グループ及びその製品
該当する場合は、サイト及び/又は製品グループごとに
 - i COC の方式
 - ii SGEC 商標の使用の有無
4. 審査の対象範囲
 - a) SGEC 基準文書 4 及び SGEC 基準文書6に基づき適用された規準。
該当する場合は、サイト及び/又は製品グループごとに
 - i COC の方式
 - ii SGEC 商標使用規則、及び
 - iii SGEC-DDS の要求事項
 - b) 現場訪問をしたサイト
 - c) 遠隔審査に関して:
 - i 遠隔審査実施の正当理由
 - ii 採用された情報通信技術(テクニック)とその正当理由
 - d) マルチサイト審査に関して:
 - i 付属書 3 の 3.2.3 項に則ったサンプルサイズの計算
 - ii 該当するサンプリングの正当性を証明する理由、及び
 - iii 審査を受けたサイト
5. 審査の所見
 - a) 適用された認証基準との適合又は不適合を示す所見の呈示
 - b) 提示された是正措置、及び是正措置の完了報告までの期限
 - c) 前回提示された是正措置の評価、及び
 - d) 認証の結論